

在留届で申告した滞在期間を超過された方へのお知らせメール運用開始について(ORRnet)

平成27年4月16日

在留邦人の皆さまへ

在留届電子届出システム(ORRnet)の運用の変更についてお知らせします。

ORRnetでは帰国・変更届の提出漏れを防ぐため、在留届により申告された「滞在期間」が超過した皆さまに、毎月1回下記のお知らせメールを送信します。初回のメール送信は、4月22日前後に実施する予定です。

下記のメールを受信された際には、メールに記載されたホームページアドレス(URL)から、帰国または変更の手続(電子届出)をお願いします。

また、下記のメールを受信されていなくても、帰国などでシンガポールから転出なされた場合、又は、従来の在留届の内容に変更があった場合には、必ず「帰国・変更届」を提出していただくよう、重ねてお願い申し上げます(「帰国・変更届」の提出方法は、在留届をORRnetで提出された場合はORRnetで、大使館に紙の様式で提出された場合は大使館領事部までご提出ください。)

なお、在留届の滞在期間超過のお知らせメールについてご質問等がありましたら、在留届電子届出サポートデスク(ezairyu@mofa.go.jp)または当館までお知らせください。

===滞在期間超過お知らせメールの例=====

発信元: ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp

件名: (重要) 在留届の滞在期間が過ぎました

本文: あなたが【在シンガポール大使館】に登録している在留届の滞在期間が過ぎました。お手数ですが、下記の要領で帰国届または変更届の提出をお願いします。(以下省略)

=====

在シンガポール日本国大使館

[TEL:6235-8855](tel:6235-8855)

FAX:6733-5612

[ryoji@sn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@sn.mofa.go.jp)

<http://www.sg.emb-japan.go.jp>